

議事日程(第5号)

平成22年9月24日 午前10時00分開議

- 日程第1 認定第1号 平成21年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第2 議案第43号 平成22年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第3 認定第2号 平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第4 認定第3号 平成21年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算について
- 日程第5 認定第4号 平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第5号 平成21年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第6号 平成21年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第7号 平成21年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第8号 平成21年度高鍋町都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第9号 平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第10号 平成21年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第12 議案第44号 平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第45号 平成22年度高鍋町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第46号 平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第47号 平成22年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第48号 平成22年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第49号 平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第50号 平成22年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第19 発議第8号 口蹄疫復興支援対策に関する意見書
- 日程第20 議員派遣の件について
- 日程第21 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第22 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第23 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 平成21年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第2 議案第43号 平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第3 認定第2号 平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第4 認定第3号 平成21年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算について
- 日程第5 認定第4号 平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第5号 平成21年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第6号 平成21年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第7号 平成21年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第8号 平成21年度高鍋町都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第9号 平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第10号 平成21年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第12 議案第44号 平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第45号 平成22年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第46号 平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第47号 平成22年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第48号 平成22年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第49号 平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第50号 平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第19 発議第8号 口蹄疫復興支援対策に関する意見書
- 日程第20 議員派遣の件について
- 日程第21 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第22 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第23 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（15名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 緒方 直樹君 | 2番 黒木 正建君 |
| 3番 池田 堯君 | 5番 水町 茂君 |
| 7番 柏木 忠典君 | 8番 矢野 友子君 |
| 10番 岩崎 信也君 | 11番 八代 輝幸君 |

12番 徳久 信義君	13番 中村 末子君
14番 春成 勇君	15番 永谷 政幸君
16番 時任 伸一君	17番 山本 隆俊君
18番 後藤 隆夫君	

欠席議員（1名）

6番 大庭 隆昭君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壱岐 昌敏君	事務局補佐 野中 康弘君
議事調査係長 山下 美穂君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 小澤 浩一君	副町長 …………… 川野 文明君
教育長 …………… 萱嶋 稔君	代表監査委員 …………… 黒木 輝幸君
総務課長補佐 …………… 河野 辰己君	政策推進課長 …………… 森 弘道君
建設管理課長 …………… 芥田 秀則君	農業委員会事務局長 …… 松木 成己君
産業振興課長 …………… 長町 信幸君	会計管理者兼会計課長 …… 原田 博樹君
町民生活課長 …………… 三浦 敏君	健康福祉課長 …………… 井上 敏郎君
税務課長 …………… 田中 義基君	上下水道課長 …………… 森 俊彦君
教育総務課長 …………… 黒水日出夫君	社会教育課長 …………… 三嶋 俊宏君

午前10時00分開議

○議長（後藤 隆夫） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。一般会計補正予算1件、議員提案1件の追加がありましたので、9月22日一般質問終了後、議長室において議会運営委員会が行われましたので、御報告いたします。

委員1名欠席、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部、事務局も同席しました。

9月定例議会に付議されました案件は、国が法で報告の定めを行っている財政健全化法に伴うものを含む報告5件、教育委員の任命同意1件、平成21年度決算認定10件、平成22年度補正予算7件の計23件で、既に審査を終了したところです。

口蹄疫関係や緊急雇用問題などが入った一般会計補正予算について、委員よりどんな分

野で採用があるのかとの質疑がありました。執行部より賦課徴収など11名の雇用の予定との答弁がありました。また、執行部から口蹄疫復興関係予算が配分されるのではないのかとの期待をしていたが、具体的な提示がないため今回は見送りましたとのことでした。

次に、事務局から口蹄疫復興支援対策について、意見書の発議が1件あることを確認、委員会では日程に追加することに、出席委員全員一致を見たところでした。

○議長（後藤 隆夫） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、2件を追加提案し、お手元にお配りしましたとおり議事を進めたいと思います。

日程第1. 認定第1号

日程第2. 議案第43号

○議長（後藤 隆夫） 日程第1、認定第1号平成21年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてと、日程第2、議案第43号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）についての2件を一括して議題といたします。

本2件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、矢野友子議員。

○総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） おはようございます。平成22年第3回定例議会において、総務環境常任委員会に付託されました議案は認定第1号中関係部分、議案第43号中関係部分の2件であります。その審査の経過及び結果について御報告いたします。

当委員会は、9月14日から9月17日の4日間、第1委員会室に総務環境常任委員全員が出席し、執行当局に担当課、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

認定第1号平成21年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についての関係部分についての説明を受け、審査に入りました。

上下水道課関係、合併処理浄化槽設置整備費補助金について、21年度は62基の浄化槽設置補助を行ったとの説明を受け、委員より毎年60基くらいで対応できるのかとの質疑がありました。20年度が50基補助で対応できなかったため、21年度は62基補助したとの答弁でした。委員より、補助追加はできるのかとの質疑に、国・県・町3分の1の補助事業なので、年度中での追加はないとの答弁でありました。

会計課関係、県収入証紙売りさばき手数料が、前年度より4万ほど増加したとの説明を受け、委員よりその原因は何なのかとの質疑がありました。高校入学時の証紙等と思われるが、学校の案内などの影響かと思われるとの答弁でありました。

産業振興課関係、東児湯職業訓練校への負担金についての説明を受け、委員より生徒の年齢制限があるのかとの質疑がありました。離職者等が新たに専門的な知識、技能を身につけて新たな職業につく人材育成の場であるため、年齢制限はない。入校者は、増加傾向

にあるとの答弁でありました。

議会事務局関係、本会議の音声を庁舎放送する工事35万3,682円の説明を受け、委員より庁内放送が始まったことで、何らかの反響があったかとの質疑がありました。職員や来庁者の議会に対する認識を高める目的であり、議会へ来れない職員には好評との答弁でありました。

総務課関係、消費生活相談用スペース整備についての説明を受け、委員より相談内容についての質疑がありました。相談スペースの整備が整うことにより、毎月第3水曜日を弁護士会の協力で相談日とすることを計画した。また、相談内容としては、マルチ商法に対することや多重債務、架空請求、新聞の勧誘などの相談、問い合わせがあったとの答弁でした。

災害発生時、要援護者の避難支援を目的とした対象者リストの台帳作成が、緊急雇用創出事業で行われ、22年度からの個別支援計画書作成へとつなげることができたとの説明を受け、委員より災害時の要援護だけではなく、日常の地区との協力、福祉面での共同など、情報の共有化はできないのかとの質疑がありました。この台帳をもとに、地区での活用法などをこれから詳細に詰めていく計画であり、そのような情報の共有化なども考えられるとの答弁でありました。

政策推進課関係、スポーツキャンプ誘致について、新規2団体、継続1団体のキャンプ及びラグビーの合宿が行われた。今後屋内多目的広場建設雨天時の練習環境が向上することから、新たな事業団チームやラグビーの合宿など誘致を進めたいとの説明があり、委員より野球は大学2チームと社会人1チームくらいは可能ではないかとの質疑がありました。期間の問題もあるが、誘致に向けて努力するとの答弁でした。

税務課関係、町税等の収納状況について、コンビニ収納が増加しており、納税者の利便性によるものと考えられるとの説明を受け、委員よりコンビニ手数料は口座振替、窓口納付に比べて単価が高いのではとの質疑がありました。口座振込は10.5円、コンビニ手数料は約6.2円であるとの答弁でした。

滞納処分について、委員より職員による訪問件数が減っている理由はとの質疑に、滞納整理システムの活用による的確な滞納処理が可能になったことから、納税者との分納相談件数が前年より1,675件も増加し、職員はそちらのほうへ重点を置いて対処しているとの答弁でありました。委員より執行停止額の増加の理由はとの質疑に、過年度滞納分について徴収の無理なもの、不可能なものに加え、現年滞納についても不可能なものを含めているので、増加したとの答弁でありました。

町民生活課関係、ごみの不法投棄について、委員より監視カメラ設置による効果の質疑がありました。車中からのポイ捨てが多く、監視カメラのよる的確な効果は出ていないが、不法投棄が確定した場合は警察との連携もあるとの答弁でした。委員より庭木処理等のごみ焼きについての質疑があり、ビニールなどの違法焼却については誓約書を取り、その上での違反があった場合には、警察への通報となるとの答弁でした。

以上、討論はなく、採決に入り委員全員賛成すべきものと決しました。

※議案第43号平成22年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)中関係部分について、総務課関係、公有財産評価業務委託120万6,000円は、平成23年9月公表のための委託であるとの説明を受け、委員より委託業務は決定しているのかとの質疑がありました。これから委託先を決めるが、不動産鑑定業者を予定しているとの答弁でありました。

政策推進課関係、屋内多目的広場の倉庫、ブルペン建設工事についての説明を受け、委員よりトイレ改修についての質疑がありました。現在のトイレを水洗化するものであり、男性用の小便器取り付け工事と合わせての改修であるとの答弁でありました。

以上、討論はなく、採決に入り委員全員賛成すべきものと決しました。

以上であります。

○議長(後藤 隆夫) 矢野委員長、22年度のですよ、一般会計の補正予算(第6号)と言われたけど「第4号」。「第6号」って言われたですよ。平成22年度一般会計6号と言われたので4号に訂正。

○総務環境常任委員会委員長(矢野 友子君) 訂正いたします。平成22年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)を「第6号」と言ったそうです。「第4号」に訂正させていただきます。

○議長(後藤 隆夫) 以上で、総務環境常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成21年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番(中村 末子君) 報告がなかったもので、1件だけちょっと宮崎のクリーンセンターですね、これの浸出水の問題について、どのような報告がなされ、どのような審査を行ってこられたのか、できれば審査の内容だけ、かいつまんでお知らせいただければと思います。

○議長(後藤 隆夫) 暫時休憩をいたします。

午前10時12分休憩

.....

午前10時12分再開

○議長(後藤 隆夫) 再開をいたします。

○総務環境常任委員会委員長(矢野 友子君) そういう説明は受けませんでした。

○議長(後藤 隆夫) 13番、中村末子議員。

○13番(中村 末子君) なぜそのような問題を質疑したのかということは、以前やっぱ、今度も裁判で問題になっていますけれども、まだその方向性が先行きが見えないという部分もありますけれども、具体的にやっぱり高鍋町の方針なりを何度も議員協議会でもお話し合いをした経過がありますので、そのことをどれだけ平成21年度の決算認定について具体的に報告が総務環境常任委員会のほうにあったのではないかなと思いましたので、新

※後段に訂正あり

たな事実が出てきていなければいいんですけれども、もし新たな事実が出てきている状況があればね、それを報告していただけたらと思ったことだけです。以前とね、議員協議会と同じような問題であればよろしいんですけど、裁判もね、ずっと注視していかなければならないという状況がありますので、やはり私たちもその都度ですね、クリーンセンターの浸出水の問題についてはちゃんと見守って、注視していかなければならないと思っていますので、そのようなもし新たな事実があったらば、ちゃんと報告があったのかなというふうに思っただけです。何も報告もなし、委員からのそういった質疑もなかったということであれば、それはもうやむを得ないと思っております。いいです。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第43号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、春成勇議員。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） おはようございます。本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました認定第1号中関係部分、平成21年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分について、議案第43号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分の審査の経過と結果について報告いたします。

日時は9月15日から9月17日までの3日間です。審査の場所は第3委員会室、審査は産業建設委員会4名であります。

関係課長、局長、職員の出席を求め審査を行いました。なお、竹鳩地区排水路護岸工事、持田団地、高鍋東小学校西側の歩道工事の現地調査を行いました。

認定第1号中関係部分について、まず政策推進課でございますが、歳出の主なものとしたしまして、商工費のうち負担金補助金及び交付金、学園都市推進協議会に10万円です。住宅建設費のうち負担金補助金及び交付金880万2,000円のうち、持田団地まちづくり協議会に35万円です、の活動報告を受けました。

次に、産業振興課でございますが、歳入の主なものとしたしまして、農業費補助金は農村振興総合整備事業補助金、尾鈴土地改良事業、染ヶ岡工区にかかわる県単調査計画事業費補助金ほか10件、5,909万8,445円です。

次に、林業費補助金は森林整備加速化・林業再生事業費補助金ほか3件、872万8,900円です。次に、商工費補助金は宮崎県まちなか商工再生支援事業費補助金ほか2件、560万円です。

歳出の主なものとしたしまして、農業総務費については農林畜産関係職員9名分の給料

関係ほか、公用車車検関係費用ほか、負担金として宮崎ブランド推進、児湯地区協議会負担金ほか2件、合計5,925万3,007円です。

次に、新生産調整対策事業費は一般事務雇い、高鍋町緊急生産調整対策推進事業補助金は基本助成、重点助成、加工米補助金等合わせて2,578万8,156円です。新生産調整対策特別推進導入作物種子代補助金として飼料稲の4分の1の補助金ほか1件など総額2,557万5,066円です。

次に、農地費の委託料は1,456万3,000円、合計14件です。主なものは平成21年度畑地帯総合整備事業染ヶ岡地区調査計画書作成業務委託、一ツ瀬川地区基幹水利施設管理事業委託、国営造成施設管理体制整備促進事業事務委託、計11件です。

次に、農地水環境保全向上対策事業負担金371万2,760円です。次に、農業振興総合補助金2,392万7,130円です。次に、一ツ瀬川総パ事業公共施設事業負担金1,596万6,766円など17件、合計4,728万9,392円です。

繰出金として一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計の繰出金510万8,000円です。次に、農林総合整備事業費は職員3名分の給料、諸経費、委託料として平成21年度牛牧、南牛牧線地図訂正業務委託計2件、425万2,500円の委託業務、また使用料及び賃借料として、生産システムリース料その他1件を支出しております。

次に、工事請負費として竹鳩地区歩道整備工事ほか6件、7,445万5,500円の支出を行い、工事完了いたしました。

次に、商工振興費は企業立地奨励審査会委員報酬、委託料として、鉾山保安管理業務委託料、商店街イベント企画連携事業委託料、負担金補助及び交付金として城下町高鍋まちなか活性化事業補助金、スタンプカードイベント補助金、中小企業相談所事業補助金、計16件、1,421万8,575円を支出しております。また、信用保証協会への預託貸付金として2,500万円を支出しました。

次に、観光費は需用費印刷製本費として観光パンフレットを作成し、34万8,279円を支出、修繕料、委託料として大時計台保守点検委託、海水浴場トイレ清掃委託料です。

次に、工事請負費として蚊口浜海岸マリンスポーツ環境整備事業に取り組み、駐車場整備、更衣室等の建築改修工事などを実施し、1,232万1,000円を支出しております。負担金補助金及び交付金について、高鍋町観光協会補助金545万円、高鍋城灯籠まつり補助金298万円ほか1件、計861万9,000円です。質疑はありませんでした。

次に、建設管理費でございますが、歳入の主なものといたしまして、商工使用料、高鍋駅前駐輪・駐車場の使用料656万5,170円です。

次に、土木使用料、公営住宅使用料及び駐車場使用料、持田団地ほか7箇所、現年度使用料は7,580万2,000円、過年度使用料が86万1,550円、駐車場使用料が66万5,600円です。なお、駐車場使用料は持田団地だけではなく、徴収率は現年度93.55%、過年度8.98%、全体で84.67%です。

次に、土木費、国庫補助金道路橋りょう費の中で交通安全施設整備事業の補助金は

55%で、高河原1線道路改良工事の507万1,000円です。

次に、地域活力基盤創造交付金事業で、菖蒲池東南樋渡線道路改良工事ほか2件、合計7,555万9,000円です。

次に、地域連携推進事業で上畑田3線舗装工事ほか2件、計300万円です。

住宅費補助金、まちづくり交付金、補助率は40%で、持田団地20年度鉄骨2階建てが2棟、21年度鉄骨2階建てが2棟、木造1階が4棟で、計1億4,730万円です。

次に、地域住宅交付金、公的賃貸住宅家賃低廉化事業補てん1,334万6,000円です。

次に、歳出の主なものといたしまして、自動車等駐輪場費委託料、駐輪場管理及び警備等委託、管理委託、警備委託、管制機保守です。使用料及び賃借料は自動車等駐車場システムの一式借り上げで505万3,860円です。

次に、東九州自動車道対策費工事請負費、青木1線道路改良工事ほか1件、合計1,332万円です。次に、町単独道路改良費工事請負費、権現前茂広毛線道路改良工事467万円ほか、960万6,500円です。次に、地域活力基盤創造交付金事業費委託料、測量設計工事請負費中島小丸出口線ほか2件、3,390万9,350円です。次に、地域連携推進事業費工事請負費、上畑田(3線)舗装工事ほか1件、合計600万円です。

次に、公園管理費。賃金、公園施設維持管理作業賃金、委託料、浄化槽維持管理ほか3件合計344万2,368円です。

質疑として、住宅使用料の未済額についてどのようにしているのかに対し、月に2回水曜日に訪問するようにしている。訪問しても3箇月反応のないものについては、保証人に話をし、収納を促してもらい、それでもだめなときは保証人への請求も考えていく。

次に、公園管理費について、公園施設維持管理作業賃金の公園管理委託とあるが、どう違うのかに対し、シルバー人材への委託は緊急雇用対策事業で、舞鶴公園を中心とした公園管理をお願いしている。また、公園維持管理賃金は報償費でお願いしてある9公園を除く、中央公園、蚊口海浜公園等の草刈の剪定をお願いしている。

次に、上下水道でございますが、歳入はございません。歳出として都市下水路工事請負費、上江都市下水路900メートル及び火月都市下水路400メートル、計40万9,500円です。

次に、下水道事業特別会計への繰出金1億7,372万8,000円です。質疑として繰出金は一般財源なのかに対し、一般財源です。

次に、農業委員会ですが、歳入の主なものといたしまして、使用料及び手数料の中の農業手数料としての登記事務手数料、県支出金の中の農業費補助金としての農業委員会等交付金、諸収入の中の農業費受託事業収入としての農業者年金業務委託金等があります。歳出の主なものといたしましては、農林水産業費農業委員会費の中の交付金事業費、農業者年金受託事業費、農地保有合理化事業費、事務局費等があります。負担金補助及び交付金については、宮崎県農業会議負担金、高鍋町農業後継者結婚相談連絡協議会負担金、高鍋

町農業者年金受給者協議会補助金等であります。高鍋町農業後継者結婚相談連絡協議会につきましては、21年度は1名が結婚されたようであります。

質疑として、認定農業者にはだれでもなれるのかに対し、認定農業者になるには農業経営改善計画を作成しなければならないとありました。新規に農業を始めるには50アール以上の農地が必要との説明がありました。

認定第1号中関係部分、平成21年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、産業建設常任委員会に付託されました関係部分の認定は、全員賛成で認定するべきものと決しました。

次に、議案第43号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分について、産業振興課でございますが、歳入の主なものといたしまして、口蹄疫被害寄附金高鍋町として受け入れたものについて590万円を補正するものです。

歳入の主なものといたしまして、役務費口蹄疫家畜埋却地周辺水質検査手数料として94万4,000円。

次に、高鍋町臨床実験家畜導入補助金300万円です。

次に、口蹄疫被害復興事業補助金、畜魂碑設置、復興対策会議その他事務費、会場使用料等合計200万円です。

次に、委託料としてふるさと雇用再生特別基金市町村補助事業を活用し、観光振興につながる地域活性化促進事業を行う、委託先高鍋町観光協会、エリアマネジメント形式による高鍋町の観光推進基本計画策定、関係機関の連絡調整、連携強化、会員増強、法人化の検討を含めた自立独立に向けた組織強化、高鍋町の積極的なPR活動、春季スポーツキャンプの充実化を目的とする。その中で、人件費ではエリアマネージャー1名、事務局員賃金1名、社会保険料等、合計255万4,000円です。

次に、需用費では事務所賃借料、OA機器リース料、PR活動費、消耗品費、印刷製本費、観光リーフレット等一式、合計147万4,000円です。質疑はございませんでした。

次に、建設管理課でございますが、歳入といたしまして道路橋りょう補助金、社会資本整備総合交付金事業、補助率は55%、大峰村・大池久保線、菖蒲池東南・樋渡線、合計275万円です。

次に、建築物アスベスト改修事業補助金、アスベスト含有量の調査費25万2,000円で、中央公民館ほか5箇所です。

歳入といたしまして、高鍋駅の自動車等駐車場の読み取り機の修繕料、道路維持費、賃金・重機使用料・原材料費・工事請負費合計258万7,000円です。質疑はございませんでした。

次に、上下水道課ですが、歳入はなく、繰出金公共下水道事業特別会計の歳入調整のため993万7,000円を減額する。質疑として補正の減額は約1,000万円くらいあるがに対し、平成21年の決算が確定したのでその分減額になります。

次に、農業委員会ですが、歳出といたしまして、人事異動による人件費の調整です。質疑はございませんでした。

以上、審査が終了し、採決の結果、議案第43号中関係部分、平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）について、産業建設常任委員会に付託されました関係部分の議案は全員賛成で可決するべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、産業建設常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成21年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中関係部分に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第43号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分について質疑を行います。質疑はありますか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 本来ならですね、総括質疑で行うべきところでしたけれども、後になってちょっとここはどうしても質疑をしておかなければならないなと思いましたが、委員長に対して質疑を行わせていただきたいと思えます。

先ほど、質疑がなかったということで進んでしまったんですけども、恐らくこれはふるさと再生、雇用再生ですね、県補助金の中にあるふるさと雇用再生特別基金市町村補助金というのがありますけれども、これが観光費の中で出ている、先ほど説明がありました観光パンフレットなんかも作成するといったような事業に充てられていくのではないかなというふうに思うんですけども、いわゆる観光協会が独立したために、これは出される費用じゃないかなというふうに思うんですが、具体的にこの県補助金については一体何年くらい受けられるものなのか、独立したからといって人件費を十何年間か、ずっと永久的に補助していただけるのかどうかというところが非常に気になる場所ですので、観光協会のパンフレット、また新たに観光資源として県の指定を受けたりとかしているいろんな大師とかございますので、それも含めた方での新たなパンフレットというのをどのように作成してこられたのかということなどが、余り審議がなかったということで、非常に私も残念に思っているんですけども、やっぱりこのところは、これからのやっぱり高鍋町が何で生き残っていけるのかというところを総合的に考えたときに、農業がやっぱり一番基本ではあるんですけども、やはり観光も重要なポイントとして、観光協会も独立をされたというふうに聞き及んでおりますので、どういった形で高鍋町の観光地、観光資源をアピールしていくつもりなのか、またピックアップされていくつもりなのか、児湯郡との連携をどうされるのかということなどの質疑についてはあったのか、なかったのか、そして論議がなかったのかということ、ぜひお伺いして、論議があったかなかったかを聞いて、それからもう1回質疑をさせていただきたいと思えます。

○議長（後藤 隆夫） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 質疑はありませんでした。そのもう一つの件ですかね、あれもありません。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 産業建設常任委員会はいつも早く終わるから、十分審査をされた上で早く終わっているんだらうなというふうに思っていたんですけども、非常にちょっとここ残念なんですよね。だから観光協会が独立して、あの人件費どうするんだらうと、やっぱり真っ先に心配していくわけですよ、こちらとしては。今、高鍋町の商工業者の皆さんもかなり疲弊してきている状況の中で、また高鍋町が新たな人件費の拠出をしていかなければならないということになると、非常にまた問題点も生じてくるのではないかと考えます。

そういうことを考えたときに、また前のように観光協会がじゃあ高鍋町の役場内に帰ってくるという心配もあるわけですよ。その辺のところをどうね、やっぱ審査の中でしてこられたのかということが、非常に私は気になっているところなんですよね。その辺を気にされてない委員さんの皆さんがほとんどだとしたら、私は非常に残念だと言わざるを得ません。だから、そこのところをやっぱりもう少ししっかりと審査して、もう審査していないんだから、いまさらいうことはできないんですけども、やはりこういった重要な問題については、十分な審査をして、そしてその上で賛成なり、反対なり、やっぱりしていく必要があるのではないかなと思います。

私の感想になりますけれども、どうして審査をしなかったんですか。

○議長（後藤 隆夫） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 一応報告だけですね、そういう審査はしませんでした。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、岩崎信也議員。

○文教福祉常任委員会委員長（岩崎 信也君） 文教福祉常任委員会に付託された議案について、審査した経過と結果について報告いたします。

日時は9月14日から17日までの4日間です。

審査は、文教福祉委員全員。

審査会場は第4委員会室です。

関係課長、職員の出席を求め審査を行いました。

今回、本委員会に付託された議案は、認定第1号平成21年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分と、議案第43号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中、関

係部分です。

初めに、認定第1号中関係部分について審査しました。

社会教育課関係です。スポレク宮崎や、家老屋敷の管理者変更などについて説明がありました。委員より、スポレク宮崎の成果として町内のホテルはどれくらい利用されたのかという問いに、すべてを把握していないが、延べ約280人であるとの答え。また、韓国の方も見えたが、以後の交流について聞かれ、日韓交流成人事業として、県が中心となり交流が進んでいる。町の事業としては難しいとの答えでした。

また、歴史資料館について聞かれ、見学者の要望に答えられるよう、個別の案内に力を入れている。主な展示資料として、県指定文化財の朱印状7点があるとの説明でした。

家老屋敷の指定管理者制度の変更については、今まで管理していた愛宕クラブから辞退の申し出があり、新たに募集したが応募がなかったためとの答えでした。この家老屋敷の馬小屋は、保存すべきではなかったかと聞かれ、裏山に道を抜くために保存できなかった、口頭では案内しているとの答えでした。

次に、石井十次顕彰会の補助金について適切かと聞かれ、功績のある先賢として顕彰するのは町として当然である。町と同じ考えの、石井十次顕彰会に補助をすることは適切であるとの答え。また、この補助金を、目に見える形で効果を出すべきだとの提言があり、一例として、石井十次の副読本を小学校の新生児に配るのはどうか、との意見が出されました。

次に美術館について聞かれ、小中学校生や高校生の作品展などは、本来の美術館の活動としてふさわしくないのではないかと聞かれ、高鍋にあることによる地域に根差したものであるとの答えでした。また、使用料が高いのではと聞かれ、回廊は500円、エントランスは無料であるとの答えでした。また、館蔵品について聞かれ、600点との回答があり、館蔵品で人の集められる企画展の要望が出されました。特別展、企画展については、宣伝しないと認知度が高まらないとの発言もありました。

次に、自治公民館の補助金は連協で決定するののかという問いに、加入人数、子供、高齢者の数などを参考に、担当課で決定するとの答えでした。

次に、町民生活課関係です。保険料免除のシステム改修や、年金情報公開用のパソコンについて説明がありました。委員より、この年金公開用のパソコンの導入の成果について聞かれ、今まで電話で紹介していたが、パソコンの導入により、すぐに回答できるようになったとの答えでした。さらに委員より、国民年金の事務を町民生活課が扱うことのメリットについて聞かれ、年金事務所が近くにあるが、役場が発行する住民票などの添付書類が必要なため、役場であればここだけで手続きが終わるという利便性があるとの答えでした。

また、年間の相談数、諸手続について聞かれ、窓口での相談が1,133件、処理件数として給付受付16件、死亡106件などの答えでした。委員より、年金事務に携わる職員が少ないのではないかと、100万円の持ち出しについて、国に対し、もう1人分の助成

を求める要望がありました。課長より要望しているが、専任担当者がいないとの判断で減額されているが遺憾であるとの答弁がありました。

次に、健康福祉課です。とてもわかりやすい資料を用意しての説明でした。これは、全部の課で行われるのが望ましいと思われます。

委員より、シルバー人材センターの契約が減少している理由はと聞かれ、特に具体的なものはなく、不景気によるものである。敬老祝金は本人に渡しているのかと聞かれ、直接本人に渡しているとの答え。高齢者住宅改造助成は屋外でもよいのか、例えば玄関へのスロープと聞かれ、よいとの返事でした。

また、移動支援事業について、どのような外出に支援されているのかと聞かれ、一番多いのは通院である、役場での会議や余暇活動、例えば障害スポーツ大会などの利用もあるとの説明がありました。

障害福祉サービス事業について、利用件数が伸びた理由について聞かれ、自立支援法の改正によるもので、収入による自己負担金が段階的に下がってきたことによるとの答えでした。

放課後クラブ委託事業について、学校との連携について聞かれ、東西小学校とは、教頭、養護教諭など担当教師と話している、幼稚園、保育園については定期的には行っていないとの答え。さらに東小の上乗せ補助について質疑があり、ほかの放課後児童クラブでは、保育、幼稚園事業など人件費について対応できるが、東小については、全員を別途採用しているため、上乗せが必要であるとの説明でした。

乳児家庭全戸訪問について、実施率99.1%である、成果があるのではと聞かれ、3箇月ごとに訪問する。ここで気になったことは、次の検診につなげている、母親にも対応して記録は残されているとの答えでした。

次に、教育総務課です。新規事業としての学校教育設備整備費等補助金、学校情報通信技術環境整備事業費補助金などについての説明がありました。委員より、問題を抱える子供などの自主自立事業とあるが、どんな問題を抱えているのか、また状況はどうかという問いに、家庭での要因、本人の要因で学校に行けない児童が対象で、どこまでをゴールとするか、学校復帰を目的とするか定まったものはない、家庭から出られない子供には、家庭訪問などを行っている、それぞれにかなり前進が見えるが、数的に表わすのは難しいとの答え。委員より、指導を早く行うことが早く改善される、子供だけでなく保護者もその要因を持っている、社会生活に適應できるのを最終目的に、最終目標にできたらいいのではとの意見がありました。

次に、廃油の引き取り料について聞かれ、年間見積もりの高いところに頼んでいる、1リットル当たり50円との答え。さらにその廃油は、何に再生されるのかとの問いには、業者の書類をいただき、飼料、肥料になることが明らかになりました。

※新学習指導要綱の全面実施とはどのように変わるのかという問いに、領域の追加によるもので、理科備品の整備を行う。これからまた変わっていくとの答え。教育の情報化の

※後段に訂正あり

成果についても聞かれ、LAN整備により、学年間の情報共有がより効率よくなった。またテレビによる活用がされているとの答え。また、就学援助家庭は増えているかという問いに、変動はないとの答弁でした。

次に、議案第43号について、社会教育課では第1回宮崎縣市町村対抗駅伝競走大会の企画があり、ユニホームなどをつくりたいとの説明がありました。

健康福祉課では、出前講座に使えるノートパソコンはどのように利用されるのかと聞かれ、健康教育としてパワーポイントを使いたいとの説明がありました。

教育総務課では、教育寄付金として4校に均等にと、合計200万円あったことなどの説明がありました。委員より、これが備品購入費の図書に利用されることを踏まえ、子供にアンケートを取ったらとの提案に、今から検討するという答弁でした。

すべての質疑が終わり、認定第1号について反対討論はなく、賛成多数で認定すべきものと決しました。失言、認定第1号中関係部分について反対討論はなく、賛成多数で認定すべきものと決しました。

議案第43号中関係部分については全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

午前10時58分休憩

.....

午前10時59分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（岩崎 信也君） 文言の訂正をいたします。先ほど新学習指導要綱と申しましたが、正しくは新学習指導要領の間違いでした。訂正させていただきます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、文教福祉常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成21年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中関係部分に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第43号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑をすべて終わります。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第1号平成21年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

この決算に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 認定第1号平成21年度高鍋町一般会計歳入歳出決算認定に反対の立場で討論を行います。

この決算審査において、成果報告については少々わかりにくい面がありますが、常任委員会での福祉保健課分の説明資料は、分野別に記載しており、内容もわかりやすい状況が見られました。

平成21年度については、国の予算がいろいろな形で組み込まれ、素早い対応ができたのは、非常に良かったのではないかと評価できます。おかげで、今まで懸案事項だったのが実現したりもしました。また、歳入的にも、非常に伸びが見られました。また、固定的な支出が、人件費削減などによる部分や、公債費についても借り換えなどの政策によって削減を図る方向性は、非常に評価できます。

しかし、その反面、この決算認定については、収入未済額について、見通しの甘さが収納率に表れていると考えました。

また、滞納整理システムについては、確かに、その存在で収納別に具体的な対応がすぐに行えるようになってきたかもしれませんが、収納率に反映されていることが見えにくい、残念な結果でした。

私は、毎年の決算認定では、確かに同じことを繰り返し質疑し、執行部の努力を何とか評価できたらよいと考えています。美術館運営でも、質疑で述べたように、館長の人脈だけでは、これ以上の使用料収入は望めないと考えます。確かに今、休館を含む方向転換を行うことは難しいかもしれませんが、美術館の運営がなければ、子どもの医療費を小学校卒業まで助成する方向が見えます。

また、石井十次顕彰会への補助や、第五次行財政改革で実現できていない行政事務連絡員制度を廃止することによって得られた公民館補助の500万円を除く、800万円があれば、でこぼこの道路改良などに使うことができたはずですが。これも、町長が自らの公約を守る立場で、町民が主役、公平で公正なまちづくりをしっかりと守る立場で行動すれば実現できたはずですが。

学校施設改善についても、現場の先生方から聞いて、しっかりと対応する姿勢は、非常に評価できますが、言われなければしないというのでは、余りにも情けないのではないかと考えます。

決算認定で一番大切なことは、どのような成果が見られ、改善するべきところは大きい決断を持って行うという、当たり前の首長としての態度が低かったと判断して反対の討論といたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで討論を終わります。

これから、認定第1号を起立によって採決をします。この決算に対する各委員長の報告は認定とするものです。この決算は各委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、認定第1号平成21年度高鍋町一般会計歳入歳出決算については、各委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議案第43号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号を起立によって採決をいたします。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第43号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）は、各委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時05分休憩

.....
午前11時15分再開

○議長（後藤 隆夫） それでは、再開をいたします。

日程第3. 認定第2号

日程第4. 認定第3号

日程第5. 認定第4号

日程第6. 認定第5号

日程第7. 認定第6号

日程第8. 認定第7号

日程第9. 認定第8号

日程第10. 認定第9号

日程第11. 認定第10号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第3、認定第2号平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてから、日程第11、認定第10号平成21年度高鍋町水道事業会計決算についてまで、以上9件を一括議題といたします。

本9件は、特別会計決算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の決算審査結果報告を求めます。委員長、山本隆俊議員。

○特別会計決算審査特別委員会委員長（山本 隆俊君） それでは、特別委員会に付託されました経過について報告したいと思います。

特別会計決算審査特別委員会に付託されました認定9件につきまして、審査の経過及び結果について報告いたします。

日程は、9月10日から14日の3日間であります。

議長及び監査委員を除く、また、大庭議員が入院のため欠席でございました。特別委員会委員全員で、担当課長並びに関係職員の詳細な説明及び資料の提出を求め審査を行いました。

まず、認定第2号平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入の国民健康保険税は、国保財政がひっ迫したことにより、前年比12.7%の大幅アップした影響と、社会経済情勢の悪化により収納率が前年度に比べて0.68%下落したが、92.49%までにこぎつけることができたこと。国庫支出金は、前期高齢者交付金が本来の交付額になったこと。療養給付費等負担金が増額になったこと。医療費の伸びに見合った交付金が交付されたことにより増額となったこと。療養給付費等交付金が、前年度に比べて18.5%増加となったこと。前期高齢者交付金が前年度に比べて13.7%の大幅な減となったこと。町債は県の保険財政自立支援事業貸付金を8,800万円借り入れたことなどの説明がありました。

歳出は、総務費が国保支弁職員の減、電算システム変更委託料の減などにより大幅な減額となったこと。保険給付費は、高額療養費が伸びたこと。出産育児一時金が増額となったことなどにより前年度に比べて増額となったこと。老人保健拠出金が精算2年目に入り、遅延請求、過誤調整件数が減少したために大幅な減額となったこと。基金積立金は9,380万円を積み立て、21年度末残高が1億2,200万円余りとなったことなどの説明がありました。

質疑に入り、国保税の収納率が下がったのはなぜか、何度でも訪問することが必要ではないかとの問いに、コンビニ収納を導入し、利便性を図りながら収納率を上げていこうとした、新しい手法を取り入れるとともに、1人でも多くの滞納者と面談するように、積極的に取り組んでいく。また、高額な医療費がかかっている疾患はとの問いに、1位は急性心筋梗塞、月1人約418万円、2位がん、368万円、3位不安定狭心症、328万円などがあるとの答弁でした。

審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号平成21年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算についてであります。

老人保健制度は、現在遅延請求及び過誤調整期間に入っており、処理件数、金額は減少

しております。

歳入の支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金が決定した概算交付額、国庫支出金は、平成20年度の精算交付額であります。

歳出の総務費は、国保連合会で行っている共同事業関係の委託料及び負担金、医療諸費は過誤調整及び遅延請求分の医療費諸支出金は、平成20年度の実績に基づき、超過交付分を返還したものであるとの説明でした。

質疑はなく、審査の結果全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入の保険料は、料率の改定はなかったが、被保険者数の増加により、前年度に比べて増額となっております。収納率は、現年度普通徴収分が99.51%、収入未済額が18名分31万4,000円、滞納繰越分が89.38%、7名分9万8,900円となっております。国庫支出金は、保険料の軽減分及び収納にかかわるシステム改修費、繰入金は制度上高鍋町が負担すべき一般会計からの繰入金、繰越金は還付金財源及び保険料の出納閉鎖期間中の収納分、諸収入は特定検診及び温泉無料保養券分で、広域連合が補助するものであります。

歳出の一般管理費は、電算システム変更委託料の平成20年度の繰り越し分、後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料負担金及び療養給付費負担金、保険事業費は特定検診にかかわる事務補助パート職員の雇用及び温泉無料保養券交付事業に伴うものであるとの説明でした。

質疑に入り、滞納者の滞納理由はどの問いに、長期滞納者が4名いる、うち1名は納めたいがお金がない、もう1人は納める気もお金もない、他の2名は県外の転出である。徴収嘱託員の配置の成果に対し、把握しているのは滞納繰越分で、徴収金額は83万2,000円であるとの回答がありました。

審査の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号平成21年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。下水道事業は全体計画577ヘクタール、認可区域233ヘクタールで事業を継続中であります。

平成21年度は、管路延長1,433メートル、整備面積8ヘクタールで、新たに74世帯、149人が使用できるようになりました。平成21年度までの総延長が42.9キロメートル、総整備面積が191.1ヘクタールで、整備率が82%となりました。

歳入の主なものは、受益者負担金、下水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金等であります。

歳出の主なものは、浄化センターの施設管理委託費、工事請負費、水道管移設補償等であります。

質疑に入り、下水道処理施設で対応年数がきているのはどのくらいか、修理しなければならないのがどのくらいかの問いに、ほとんど耐用年数がきている、ことしと来年でどの機械を新品にすればいいのか、修理すればいいのか検討して、国に補助事業として要望したい。また、下水道使用料の請求漏れの質疑に入りましたが、回答が不十分なため、町長、副町長にも出席を求め質疑を行ったところであります。今までの経過と今後は徴収率アップへ向けて、年度ごとの回収計画を作成し、徴収に努力していきたいとの回答がありました。

審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号平成21年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入の主なものは、新富町、木城町の負担金及び高鍋町の繰入金であります。

歳出の主なものは、介護認定審査会実施に伴う委員報酬及び事務嘱託職員1名分の報酬であります。審査会は96回開催し、1,974件の審査がなされております。認定にあたっては、調査員のデータ及び医師の意見書をもとに、認定マニュアルに則して適正かつ厳正な審査が行われているとの報告がありました。質疑に入り、各町の被保険者数は何人かの問いに、平成22年4月1日現在で高鍋町5,453人、新富町4,059人、木城町1,562人であるとの回答でした。

審査の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号平成21年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

まず、第4期介護保険事業計画は、介護療養型医療施設が全廃されるという国の方針を受け、受け皿として特別養護老人ホームと老人保健施設の増設を計画値に盛り込み、介護保険料等を設定していたが、凍結され増床のめどが立たないまま現在に至っているため、結果として繰越金が増えているとの報告がありました。

歳入のうち、保険料は額の改定はなかったが、収納率が96.5%で、前年度と比較すると0.4%下落しているとのことでした。

歳出のうち、介護給付費は前年度に比べて施設給付費が1%減少しているが、在宅給付費は約14%余り増加しており、施設から在宅へという国の方針が数値にも表れているとの報告がありました。

そのほかに、新たに創設された高額医療の合算介護サービス費で、給付費が発生したこと、地域包括支援センターに保健師を配置したことにより、前年度に比べて包括的支援事業費が増加となったことの説明がありました。

質疑入り、地域包括支援センターに保健師が配置されたと聞いているが、どのような成果があったのかに対し、採用後約2カ月で体調を壊し退職したため、十分な成果はあらわれていないとのことでした。

審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号平成21年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算についてであります。

畑田土地区画整理事業は、事業完了後平成18年度より清算金徴収をしており、21年度で4年となります。徴収金額は全額一般会計へ繰出金となります。

審査の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入の主なもの、使用料及び一般会計からの繰入金であります。

歳出の主なもの、総務費で給料及び事務的経費で、施設管理費が嘱託員報酬やパート賃金、メーター交換にかかる経費等であります。

質疑として、未集金が24万円あるがに対し、8月末17万円の収入があり、残り7万円についても納入約束が取れているとの回答がありました。また、この事業における成果はとの問いに、畜産経営に関して、安心して雑用水を使用できるようになったことが最大の成果との回答でございました。

審査の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第10号平成21年度高鍋町水道事業会計決算についてであります。

平成21年度決算の経常収支では511万2,244円の純利益を得ることができた。この純利益は金額を減債積立金へ充当し、企業債の元金償還のための原資となります。営業面としては、年度末給水栓数が昨年比に比べ16件の増となり、年間の有収水量は前年対比0.2%の減となったとの報告でした。

質疑として、漏水調査の効果についてに対し、昨年度は配水管で8件、給水管で11件の漏水を発見することができた。有収率が0.7%上昇したことも漏水調査の効果といえる。

借換債の効果はに対し、平成19年度に借換債を行っている。7%以上の高利率のものから2.2%程度の低利率なものに借り換えることで平成19年度以降に数百万円の経費削減につながっている。

審査の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、特別委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別員会でありますので省略をいたします。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第2号平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 認定第2号平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について反対の立場で討論を行います。

国民健康保険税については、急激な引き上げを行い、住民からは怒りの声が数多く寄せられました。私にも50名近くの方から、どうなっているのかとの質問が殺到しました。そのたびに、医療費の伸びや、国からの支援体制の不備などを説明し、資料を提示し、高鍋町は資産割での課税がないことで、幾分か収入の高い方に応分の負担を行っていただいている現実を、詳細に説明してまいりました。

また、もし健康に不安があるときは、安心して病院にかかっただき、一定のお金を支払っていただければ高額な医療費は払い戻すか、委任払いといって、当初に申し出を行っておけばよいことなどを説明、納得していただけるまで、十分に時間をかけてきました。

執行部の説明でもありましたように、基金が枯渇したことや、繰越金が不足したことなども国保税引き上げの要因ですが、町長は、急激な引き上げに歯止めをかけるべき、一般会計から繰り入れもやむなしとの判断が必要だったのではないかと考えています。

確かに1人あたりの医療費は、県内については少ないということですが、県からの配分割合が、他の町村と比較したとき少ないために、もどかしい気持ちはありますが、やむをえないとし、判断し借入れを行ったことについても意義があるわけではありませんが、必要な判断を求められたときに、できなかったことに対して反対としたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから、認定第2号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、認定第2号平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第3号平成21年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから、認定第3号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、認定第3号平成21年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定をい

たしました。

次に、認定第4号平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから、認定第4号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、認定第4号平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第5号平成21年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 認定第5号高鍋町下水道特別会計歳入歳出決算認定に反対の立場で討論を行います。

消費税の届け出を行わなかったミス、繋ぎこみをし、使用料を発生したにもかかわらず事務ミスを行い、結局は下水道を使用されている世帯に5年分さかのぼって支払っていただくというとんでもない状況となり、平成21年度で全て解消できるものと考えていました。ところが、決算を見てもみますと100万円余りの収入であり、訪問していない世帯が198世帯のうち63世帯もあるという事実を知り、本当に情けない気持ちです。職員から「申しわけなくて最初は訪問をし、お詫びをただけ、何回か訪問し、ようやくお支払いの問題を言うことができた」本当につらい気持ちが述べられました。町長、このような職員の気持ちを考えたとき、また町政は継続であることを認識していれば、町長自ら198件、訪問できる場所は全て訪問をし、お詫びすることが一番大切な行為ではなかったでしょうか。この問題をもっと真剣に受け止めなければならなかったのは、町長です。しかし、聞くたびに町長みずからが行動することをためらい、そのことが職員のやる気を伸ばせなかった大きな要因と考えます。※特別委員会の休憩時間に、何人かの議員から、自分が町長なら全ての金額を弁償し、集金した分を後で返してもらうようにするが、自分のお金を集金することになれば、もっと真剣になるのではないかと発言がありました。法的な問題なども存在するでしょうが、公的なお金であれば自分の財布と違い見えないから放置しているのではないかと疑われても仕方ありません。※首長としての責任のなさと受け取られても仕方がないのではないのでしょうか。また、この決算を認定とされた議員についても、問題はいろいろあっても認定とするのでは、チェックアンドバランスの議会

※後段に訂正あり

人として、本当にその任を全うしているのか、十分に熟慮していただきたかったと考えて、反対の討論といたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、決算に賛成者の発言を——暫時休憩をいたします。

午前11時40分休憩

.....

午前11時40分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。討論者は先ほどの討論の中で、町長への弁償の問題のところを取り消すように訂正をお願いをいたします。

○13番（中村 末子君） 何で訂正しなきゃいけないんですか。そういう発言があったということと言っただけでしょう。私が言ったということじゃありませんよ。ちゃんと、何で聞いてないんですか、ちゃんと、全部。

○議長（後藤 隆夫） 討論者は削除をお願いをいたします。

○13番（中村 末子君） 削除しない。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

午前11時43分休憩

.....

午後0時00分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。ここで再度暫時休憩といたしまして、13時から議会を開会をいたしますが、議会運営委員会は13時から再度開きますので、執行部の方には議会の開始時間についてはまた連絡を再度いたします。

以上です。

午後0時00分休憩

.....

午後1時27分再開

○議長（後藤 隆夫） それでは再開をいたします。

先ほど議会運営委員会を招集し会議を開きましたので、議会運営委員長の報告を求めます。13番、中村末子委員長。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） 済いません。先ほど議長より、反対討論について町長より削除の申し出があり、議会運営委員会を開きましたので、報告いたします。

議長が町長の意向を受け、反対討論の一部削除との口述がありましたが、議会運営委員会では、反対討論について自分の意思、考え方を伝えることにポイントを置く方向が望ましいとの事務局長の議員必携よりの引用が説明されました。反対討論者は、他の人の意見を述べただけでなく、自らの意見を述べることへの修正について応じていただきましたので、御報告いたします。

○議長（後藤 隆夫） 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

討論者の訂正を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） それでは、新たな文言を付け加えたいと思いますので、それを訂正とさせていただきますと思います。

他の人が発言した問題の中、発言したあとに「もっと自分のお金を集金することになれば、もっと真剣になるのではないか」の後に、「との発言がありましたが、私も同じ考えをもっています」。後は先ほど討論したとおりですね。「公的なお金なら仕方がないのではないでしょう」まではそのまま述べさせていただいて、その後に、「職員任せにするのではなく、自ら出向いて集金する気持ちが大切だと思います」を加えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから、認定第5号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、認定第5号平成21年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第6号平成21年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第6号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、認定第6号平成21年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第7号平成21年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 認定第7号平成21年度介護保険特別会計歳入歳出の認定について、反対の立場で討論を行います。

確かに、制度そのものについて議論しても、国がその主導権を握り、特別養護老人ホー

ム、居宅介護などについては、自治体の権限が及ぶわけではありません。グループホームについては権限がありますけれども、何といたってもケアマネージャが公的な立場にない以上、あの手この手での費用負担をかけられるのは介護者であります。昨日も、年金額で入れる施設がないため、子供たちはその支払いで家庭騒動が起きている、介護保険があっても何もならないと涙ながらに語られました。同居親族が存在すれば、食事介護など生活介護が受けられる範囲は非常に狭いものです。助け合いの精神で行うものだといわれますが、限界があります。国保税、後期高齢者医療保険、介護保険と支払いが多く、不満が募っています。国は消費税を導入するときに、福祉に使うことを明言、しかし、ふたを開いた結果は、法人税の減税分ですべて消えた計算になりました。消費税を導入した政党は、責任を持って福祉に使うことを提案していただきたい。そうしなければ、ますます格差社会は拡大の一途をたどるでしょう。納めたくても納められない世帯がこれ以上増加しないためにも、もっと使いやすい介護保険を要望して反対いたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから、認定第7号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、認定第7号平成21年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第8号平成21年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第8号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、認定第8号平成21年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第9号平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第9号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、認定第9号平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第10号平成21年度高鍋町水道事業会計決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第10号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、認定第10号平成21年度高鍋町水道事業会計決算については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第12. 議案第44号

日程第13. 議案第45号

日程第14. 議案第46号

日程第15. 議案第47号

日程第16. 議案第48号

日程第17. 議案第49号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第12、議案第44号平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてから、日程第17、議案第49号平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）についてまで、以上6件を一括議題といたします。

本6件は、特別会計予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、山本隆俊議員。

○特別会計予算審査特別委員会委員長（山本 隆俊君） 特別委員会に審査を付託されました議案6件につきまして、審査の経過及び結果について報告いたします。

日程は、9月10日から14日の3日間であります。

議長を除く、この日も大庭議員が入院のため欠席でございます。特別委員会全員で担当課長並びに関係職員の詳細な説明及び資料の提出を求め、審査を行いました。

まず、議案第44号平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入の国民健康保険税は、7月の本算定処理により当初税額が確定したこと及び減免見込み額による減額、国庫支出金は、平成21年度医療費確定に伴う増額、療養給付費等交付金は、税の本算定により減額した退職国保税のうち、医療分の後期支援金分が交付されるものであります。一般会計繰入金は、人事異動に伴う減額で、繰越金は財源調整であります。

歳出の一般管理費は、人事異動に伴う減額、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金の増減額は、いずれも平成22年度納付額確定によるものであります。

償還金の国庫補助金返還金は、平成21年度事業費確定に伴う各種返還金であるとの説明がありました。

委員より、非自発的失業者の国保税の権限による減収分は、国から手当されるのかの問いに、当該被保険者の減免後の税額が一般被保険者全体の平均税額を下回った分について、特別調整交付金によって手当されるとの答弁でした。

審査の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、※議案第45号平成22年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入は一般会計からの繰入金による財源調整であります。歳出は、平成21年度給付費確定に伴う返還金の増額です。

質疑はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入は、平成21年度事業費の確定に伴い、一般会計繰入金を減額し、繰越金を増額するものです。

歳出については、職員の人事異動に伴う人件費及び共済費の調整で、総務費の増額、公共下水道費を減額するものです。

質疑はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第47号平成22年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）ですが、今回の補正は平成21年度事業確定に伴う現年度分の各町負担金を負担率に応じて減額するものであるとの説明でした。

特に質疑はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号平成22年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。

※後段に訂正あり

歳入は、繰入金が人事異動に伴う人件費の増額、介護認定審査会の事業確定に伴う負担金相当分の減額及び第5期介護保険事業計画策定にかかわるニーズ調査等委託料の増額、繰越金は平成21年度分の繰越金であります。

歳出は、総務費が職員の異動に伴う人件費の減額、職員の早期退職により介護認定審査調査嘱託員補充に伴う報酬の増額、第5期介護保険事業策定にかかわる基礎データ収集のための委託料、郵便料等、基金積立金は平成21年度事業確定に伴う余剰金の返還金、繰出金は平成21年度事業確定に伴い、増減を行うものであるとの説明でした。

質疑に入り、介護保険認定調査員を1名増員したのかとの問いに、増員したのではない、介護保険担当職員が自己都合退職したため補充をしたものであるとの説明でした。

審査の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入の補正で、純繰越金641万円を歳出の補正で昨年度一般会計より繰り入れしていた510万8,000円を一般会計への繰出金として支出するとともに、メーター取りかえの工事費の追加と、基金への積立金の増額を行うものであるとの説明がありました。

委員より、口蹄疫により牛、豚がいなくなり、水使用が少なくなって、嘱託員の仕事がなくなったのではないかに対し、水使用がゼロでも記帳義務はあり、当然確認作業も行っており、仕事がなくなることはないとの答弁でした。

審査の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上であります。すいません。訂正をさせていただきたいと思います。議案第45号の平成22年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第1号）を（第2号）と言ったそうですので、（第1号）に訂正させていただきます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で特別委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので、省略をいたします。

次に、議案第44号平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第44号平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号平成22年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第45号平成22年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第46号平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号平成22年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第47号平成22年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号平成22年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第48号平成22年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第49号平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第50号

○議長（後藤 隆夫） 日程第18、議案第50号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第50号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,343万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億822万7,000円とするものでございます。

今回の補正は、口蹄疫による離職者を支援するための環境美化対策ほか4件の緊急雇用創出臨時特例基金事業、非課税者、65歳以上の高齢者並びに12歳以下の幼児、児童に接種する新型インフルエンザ予防接種委託料及び国勢調査費の追加に伴う補正でございます。財源といたしましては、県支出金でございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） それでは、平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）につきまして、詳細説明を申し上げます。

まず、歳出について御説明を申し上げたいと思います。

8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、統計調査費、国勢調査費の賃金、需用費についてでございますが、口蹄疫被害の大きかった児湯郡に対しまして調査委託金が追加された関係がございまして、その分を増額補正するものでございます。

次に、保健衛生費の予防接種委託料についてであります。これ新型インフルエンザの分なんです。接種料金につきましては1回目が3,725円、2回目が2,675円となっています。非課税者2,050名については、1回目、2回目とも助成すると、それで、課税者につきましては65歳以上の1,979名、それと、12歳以下の1,214名につきまして、1回目の分のうち、2,000円を助成するというようにしております。

次に、一般管理費と保健衛生費及び、次のページからの10、11ページ、12、13ページにつきましては、緊急雇用創出臨時特例基金事業の分を掲載しておりまして、この事業の賃金及び需用費等の物件費を計上しております。この緊急雇用創出事業で、固定資産台帳整備、環境美化対策、農業関係施設の環境整備、道路環境整備、出土品民俗資料整理等の5件の事業を計上させていただいております。

なお、雇用できます期間についてでございますが、平成21年から23年の3年間で、1年を超えてはならないという条件にはなっております。

保健体育の修繕料につきましては、これは町営球場の浄化槽が破損したということがございまして、その分の補修ということになっております。

6ページ、7ページにお戻り願いたいと思います。

歳入でございますが、財源といたしましては、県補助金及び県支出金を計上しております。また、歳出の事項別明細の中ですが、緊急雇用創出事業のうち、予算計上済みでありました分につきましては、財源の振り替えが生じた科目も記載されておりますので、御了承願いたいと思います。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 只今説明がありましたけれども、緊急雇用の分について、必ず機械器具とか備品購入費が上がってますよね。これは、どういった物を購入して、またその対応していくのかというところをぜひそこを教えていただきたいなと思うんですが、それと同時に、この機械器具については、何か別の補助、まあ緊急雇用なんかについてのものだと思うんですけれども、こういうものについては申請をするのかどうか、補助申請をするのかどうかということも含めて、機械器具、備品購入費について、これは緊急雇用に伴うもので多分上げられてると思うんですよ。ということは、やっぱりこの機械器具がなければ雇用者を雇っても使いこなせないというわけではないかもしれないんですけど、あったほうがよりいいという方向で今度購入を予定されてるんだろうと思いますので、そ

の分についてもやっぱり雇用と一緒に助成事業がないのかということをお伺いしたのかどうかということをお伺いしたいなというふうに思っております。

国勢調査については、口蹄疫関連の自治体については増額をされてるということなんですけど、これはまた別に、別途口蹄疫の問題について何か調べなければならないという項目があるのではないですよ。だから、そこちょっとお答えを願いたいと思います。

それから、インフルエンザの予防接種委託ですね。で、新型インフルエンザについての、非常に心配をされているところではあるんですが、去年に関してはそう思ったようには皆さんなかったということもあるんですが、去年の経過を踏まえて、結果を踏まえて、保護者なり家族のインフルエンザに対する周知徹底度というのは、どういうふうになってるんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 全体的などこの部分について御報告申し上げます。

備品につきましては、草刈りがまです、これを見ておまして、これについては補助対象ということで、この分は緊急雇用の中でOKということになっております。

で、あと道路維持の関係で舗装転圧機といたしまして、何と言うんですかね、プレートという、何かこう人がこう持って——わかるでしょ（笑声）転圧機ですけど、あれについては、あの補助に多分ならない、一応できるかどうかというの、ちょっとまだ協議が残っておりまして、今のところ一般財源で手当てをしておりますが、もし補助対象になるということであれば、これも補助対象で対応するということにはしております。

国勢調査費につきましては、これは総務省のほうからの指示というところなんですけど、そういう条件つきじゃなくて、西都、児湯について、何かかさ上げといいますか、それ分がありましたということで通知が来た数字でございます。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 新型インフルエンザ接種の周知の方法等についてということでお答えしたいと思います。まず、予定としては、10月1日に発行される「お知らせたかなべ」、これに10月1日から開始されますということをお知らせします。で、その内容としましては、住民税非課税の方、それから生活保護者の方の取り扱い、それから課税世帯の方は、先ほど政策推進課長が申しましたように2,000円、1回目は2,000円、その2,000円助成の方はこういう方が対象者ですよというのを、まず「お知らせたかなべ」で10月1日にお知らせをいたします。それから、特に今回2回接種が望ましいといわれております13歳未満の方々、小学校以下1歳までの皆さん方ですが、これらにつきましては、学校、保育園、幼稚園を通じて健康福祉課でつくります御案内を配付をしようということで準備を進めているところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 先ほど聞けばよかったですけど、多分草刈りがまじゃないかなと思ったんですけど、草刈りがまは普通肩で担いでするやつなんですか、それとも、

一番望ましいのは、これから先もやっぱり住民の皆さんに利用していただけるものと考えたときには、公園なんかをするときには、低い草なんかを、正ヶ井手地区なんかはあるんですけども、手押しでする草刈りですよ、あれなんかは買える、対応できるような補助対象事業ではそういうのはだめなんじゃないかな。もう正直な話いうて、どうせ買うのであれば、皆さんが使いやすい、それからやっぱりいろんな方たちが使いやすいような物を、貸し出しができるような物を購入していけば、かなり喜ばれるんじゃないかなというふうにちょっと思ったものですから、それ今から備品については今から検討ということではよろしいでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 濟いません、草刈り機です。で、一応道路等の除草というのを今回考えている関係で、手押しのところまではちょっと今考えてません。で、多分予算的にもちょっと厳しかろうというふうには思っております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号を起立によって採決をいたします。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第50号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決をされました。

日程第19. 発議第8号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第19、発議第8号口蹄疫復興支援対策に関する意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 発議第8号、平成22年9月24日、口蹄疫復興支援対策に関する意見書について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により、提出者、中村末子、賛成者、徳久信義、八代輝幸、各議員でございまして、読み上げてと思いましたが、意見を少し追加させていただきたいと思っております。

口蹄疫復興支援対策に関する意見書。宮崎県では、4月の20日に発生した口蹄疫は、我が国有史来の大惨事となり、国・県及び関係自治体の昼夜に及ぶ防疫体制をもって、8月27日の終息宣言を迎えることができました。この間、各地域においては経済活動が

まひ状態となり、農家経営や就学、雇用、そして商店街においても極めて甚大な影響をもたらしてまいりました。商店街の方から解除という言葉が今まで使うこともなかったし、字も知らなかった、解除と同時に多くの方が今までの状況を打開しに来てくださいました。本当に喜んでおられました。また、畜産農家の方は、再開に向けて観察牛導入を見守りながら、各地で行われている子牛などの競り市に積極的に出向き、前向きに復興に向けて力強く歩み出されています。これらの状況、国には理解をお願いし、下記の10項目について要望するものです。

- 一、特措法の具現化と期間の延長を図ること。
- 一、復興特区制度の実現を図ること。
- 一、防疫に関し、家伝法と国の指針及び危機管理体制の抜本見直しを図ること。
- 一、動物衛生研究所の増設を図ること。
- 一、発症地域においては、速やかな国の対策本部設置を図ること。
- 一、共同による堆肥処理施設の設置に財政支援を図ること。
- 一、基金設置の自治体に対し、国の全額支援を図ること。
- 一、新たな畜産基地として、生産、加工、販売、6次産業化のための環境整備を図ること。

- 一、補償金に対する課税減免策を講ずること。
 - 一、各種ウイルス対策の研修センター等の設置を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月24日、内閣総理大臣菅直人様、総務大臣片山善博様、財務大臣野田佳彦様、農林水産大臣鹿野道彦様、厚生労働大臣細川律夫様。

以上、宮崎県児湯郡高鍋町議会でございます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑ありませんか。3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 2点ほど伺いたいと思います。

この意見書を、宮崎県から、宮崎県高鍋町から出すというところにおいて、3項目めの、家伝法と指針を抜本的に見直すということに関しまして、今回の口蹄疫において本件においては特例措置が講ぜられております。この特例措置を今回の抜本的改革の中に明記するのか否か、そこを伺いたいと思います。

もう一つは、補償金に対する減免措置。今回の補償金及び再起支援資金も含めたものが、一時的に口蹄疫のために殺処分されたと。これは、普通の通常業務からすれば、一時的な売り上げに私は等しいと思うんですね。その中で、まあ利潤を上げる、所得税がかかる状況になれば、これは国税をもって補償しておる以上は、所得税法の適用を受けるべきと思うんですが、そこ辺はどうなってるんでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 提出者。

○13番（中村 末子君） 今3番議員のほうから、家伝法の問題、そして補償金に対する

課税減免制度を講ずることということに対しての質疑がございました。1項目ずつ答弁をさせていただきたいと思います。

家畜伝染病法そのものが、昭和26年に公布されたものでありまして、農耕用の動物として飼われていたときの処理方法など、現代の社会情勢にそぐわない部分が出ている。特に大量飼育している畜産農家にとって、ウイルス蔓延の原因となった埋設処分などについて、家畜伝染病法の見直しを求める声もあります。具体的にはどの条項をどのように変更するのか、話し合ったものではありません。

そして、先ほど特例をつくったとおっしゃいましたけれども、このことについては議長会、並びに議員協議会、そして、提出者については、そこまで特別特例を望んでいるわけではありません。まだそれは話し合いの段階で、どうなるのかということについては、この家伝法と国の指針及び危機管理体制の抜本見直しを図ることという中で、十分に協議いただきたいということをお願いをしている状況です。

補償金に対する課税減免策を講ずることと、確かに池田議員がおっしゃいますように、売り上げということから考えていけば、税金が徴収されるということは、ごく自然な考え方だと思います。しかし、中にはそういった形でのものでなく、これは災害として受け止めていらっしゃる畜産農家がほとんどです。その災害状況から考えたときに、災害のときには特別に減免措置が講じられているということをお勧めしての要求だということをお私に理解しております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 1点目の家伝法と指針の見直しに関して、ここに書いてありますように国家的危機管理体制の抜本の見直しということですね。私は、一般質問でも言いましたように、この特例措置自体が国家的危機管理上、非常におかしい問題になります。ましてや、これ他県の意見書であれば、今提出者が言われたようなことですむと思うんですけども、本県においては、本県に特例を設けておる以上は、国に出す以上は明確にこの特例措置の問題を提示すべきだと私は思います。

それと、次の、最後のこのやつですけど、提出者は天災と言われましたけれども、私はこれは人災、明らかな人災だと思っております。県の初期の対応、農家の危機管理の見識の深さ、浅さ、そこから考えて、私は天災ではないと思います。

○議長（後藤 隆夫） 提出者。

○13番（中村 末子君） 確かに、今二つの部分に関して、抜本的な見直しを図ること、確かに特例措置を設けたということについては、ちゃんとそこを明記すべきではないかという意見もありますけれども、しかしこれは、やはり宮崎県全体で畜産農家及び商工業者の皆さん、耕種農家の皆さん、そして、ここに住んでいらっしゃる地区住民の皆さん、全てがやはりかかわり合いを持ってきたということでの、家伝法の抜本見直し、どこをどう見直してほしいという具体的なことについては協議をしていないところです。

補償金に対する課税減免策、これは確かに人為的な部分が多いということは、確かに一

般質問でも明らかになってきておりますけれども、その原因解明がなかなかされていない状況の中で、畜産農家の人にしてみれば本当に災害と、天災と言わざるを得ないという状況というのは、一般的な考え方でございます。その中においてやはりどうしても、課税に対する減免措置を行っていただく、そのことによって畜産農家が再開に向けて大きく前進できると、やはり再開に2年から3年かかる、また母牛から子供を生むようになるまで最低4年から5年かかるということを考えたときには、どうしても補償金に対する課税減免策を講じていただかない限り再開が難しいと。もうこれを機会にやめたいと言われる方もいらっしゃる。そういうことを考えたときに、やはり私たち議会人としては、そういった畜産農家の声を真摯に受け止め、そのことを国に対して要望していくことが努めではないかと考えて、このような意見書を提出するものであります。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） この課税、非課税問題に関しては、提出者言われましたけども、再起支援資金まで支給されるんですよ。3年、4年かかるということは、それ含めた再起支援資金ですから、私はそのようなことにはならないと思います。そこから、余りにも支援を求めすぎる状態に私はあると思います。まあ報道機関的に、報道されて発生農家自体は被害者意識が高いと思いますけども、これは、この口蹄疫にかかわりまして私に言わせれば被害を受けた、発生した農家は、加害者とはいいませんけど、当事者であり、この発生をしたことにおいて、被害を受けたのは畜産農家以外の人たちがこれは被害者であろうと思います。余りにも多くを望みすぎる、私は今回の減免ということになれば、私はおかしいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 提出者。

○13番（中村 末子君） 確かに被害者じゃないのじゃないかという御意見も聞こえてまいっております。加害者ではないのかと、加害者とまでは言わなくても本当にそれに近いのではないかと。例えば、近くに住んでいらっしゃる普通の住民の方々から、ハエが本当に大量に発生してきた、しかし、自分ところの牛の問題でハエが発生したにもかかわらず、近所の皆さんに御迷惑をかけたと言のお詫びもないということもありましたけれども、先ほども私申し上げたと思います。ある商店街の方から、解除という言葉、いい言葉ですねとおっしゃいました。というのは、解除という宣言を受けてから、本当にお客さんが入ってきてくださったと、本当にうれしいと、これ、だから畜産農家のことじゃなくて、解除という言葉は私たち商店街にあるようなものですねと、こうやってお金が回ることによって経済活動がもう少し潤滑油の役目をしていくのではないかという思いが十分あります。

だから、確かに補償金に対する課税減免策を講ずることと、本当に欲張りなお願いだと思われるところがあるかもしれませんが、減免措置については、国は方針を減免しない方向で突き進んできている状況です。池田議員のおっしゃるような、考え方が根本にありますので、減免措置は講じられないのではないかというところがあります。しかし、今子牛の競り市、価格を見ていただいてもわかるように、本当に高くなってきています。

通常であれば35万円から40万円ぐらいで買える子牛が70万円から80万円するところも出てきている。母牛に至っては100万円、200万円ではなくて、もっと高い金額になってきている、そういう状況を勘案して考えたときに、やはり非常に大変な思いをされている、やはりこれを再開していくためにはどうしてもこの減免措置をしていただくことが経済効果を発揮できる状況にあるのではないかという思いを持って、この1項目も加えているところであります。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 意見書に反対の立場で討論を行いたいと思います。

先ほど質疑しましたとおり、家伝法並びに指針に関する抜本的改革の中で、本県で発生した口蹄疫でありながら、その上に特例措置を設けている以上、国家的危機管理上、指摘するのであれば、明快にこの意見書の中に特例措置というのをうたうべきであろうと思います。それがないということに関しまして、反対といたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから発議第8号を起立によって採決をいたします。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数と認めます。したがって、発議第8号口蹄疫復興支援対策に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議員派遣の件について

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第20、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、高鍋町議会会議規則第120条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付いたしました議員派遣のとおり決定をいたしました。

日程第21. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第21、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定をいたしました。

日程第 2 2. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第 2 2、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中を含め次期定例会にかかる諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定をいたしました。

日程第 2 3. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第 2 3、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定をいたしました。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、本日の日程はすべて終了をいたしました。

会議をこれで閉じます。

平成 2 2 年第 3 回高鍋町議会定例会を閉会をいたします。大変御苦勞さまでございました。

あと 1 点、この後議員の皆様には広報委員会による写真撮影をいたしますので、お残りをいただきたいと思います。

午後 2 時 25 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員